

愛知県立鶴城丘高等学校いじめ防止基本方針

平成26年4月1日
愛知県立鶴城丘高等学校

I いじめ防止についての基本的な考え方

いじめは、いじめを受けた生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるだけでなく、その生命や身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものです。また、いじめはどの生徒にも起こりうるものであり、どの生徒も被害者にも加害者にもなりうるという事実を踏まえて、本校教職員は、日頃から些細な兆候を見逃さないように努め、問題を一人で抱え込んでしまわぬよう、学校全体で組織的に対応していきます。

学校は、生徒にとって、周囲の友人や教職員との信頼できる関係の中で、安心・安全に生活できる場であることが大切です。生徒が規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できるような学校づくりを行うことが、いじめを未然に防ぐ基本だと考えます。本校では、生徒が互いに認め合える人間関係をつくり、集団の一員としての自覚や自信を身に付けることができるよう、生徒ひとり一人を大切に学校づくりを推進します。また、実体験の乏しい生徒が、様々な体験活動等を通して人間的に成長できる取組の充実を図ります。

II いじめ防止対策組織について

いじめの兆候や生徒からの訴えを、特定の教員が抱え込んでしまうことのないよう、組織的な対応を行うために「いじめ対策委員会」を設置する。

(1) 「いじめ対策委員会」について

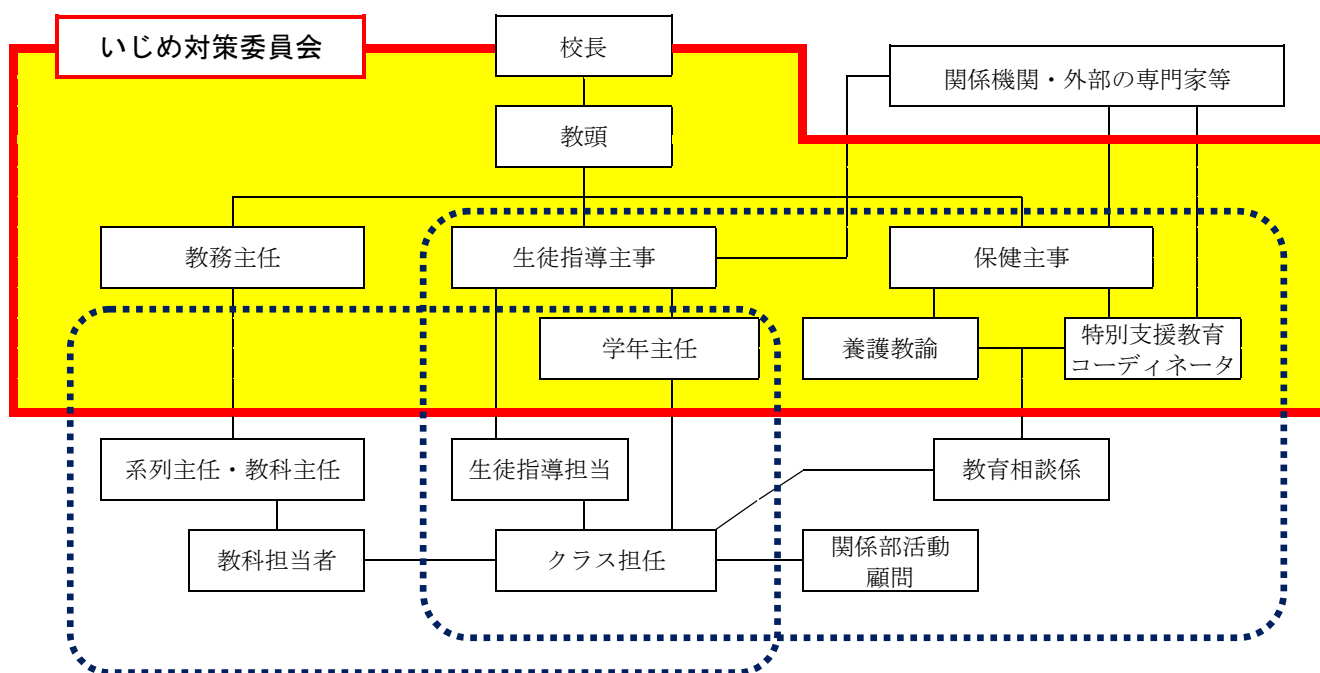
ア 委員会のメンバー

校長、教頭、保健主事、生徒指導主事、教務主任、学年主任、特別支援教育コーディネータ、養護教諭（必要に応じて、外部の専門家を加える。）

イ 指導・支援チーム

委員会が、事案に応じて、適切な教員等をメンバーとする指導・支援チームを決定し、実際の対応を行わせる。いじめの防止、早期発見、早期対応に当たっては、事案によって関係の深い教職員を追加したり、ネットいじめなどでは、インターネットに詳しい教員を加えたりするなど、適切なメンバーで対応できるよう柔軟にチームを組んで対応する。

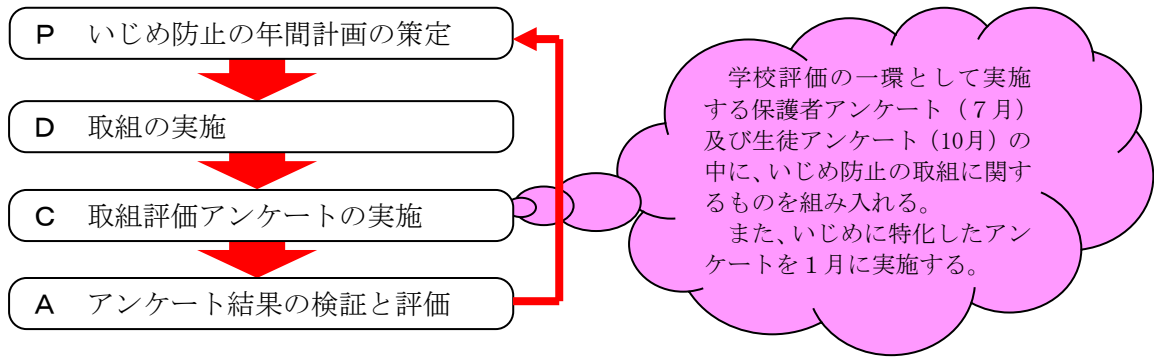
【組織図】



(注)は、指導・支援チームの例。事案によってメンバーを柔軟に変える。また、必要に応じて、外部の専門家と連携をとる。

(2) 「いじめ対策委員会」の役割や機能等

ア 取組の検証（PDC Aサイクル）



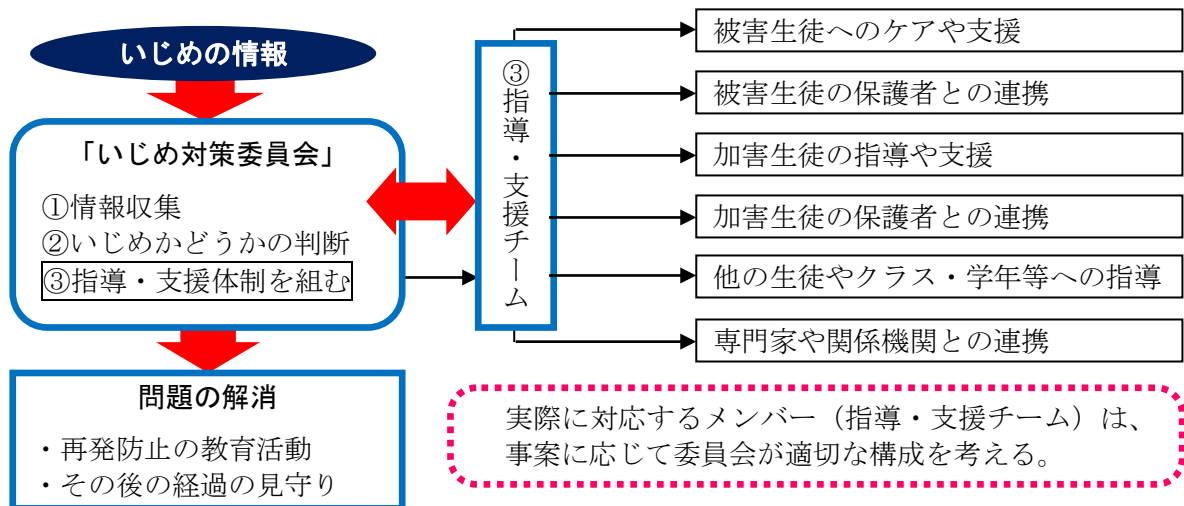
イ 教職員の共通理解と意識啓発

- ・年度初めの職員会議で「いじめ防止基本方針」の周知と確認を行う。
- ・「いじめ対策委員会」で検討した内容を職員会議等で報告する。
- ・現職研修の一環として、いじめ・不登校をテーマにした事例研究を行うとともに、情報の共有化と意識啓発を図る。

ウ 生徒や保護者、地域に対する情報発信と意識啓発、意見聴取

「いじめ防止基本方針」及び「自己点検・自己評価」、「学校関係者評価」の結果を、学校経営案及び本校ウェブページに掲載する。

エ いじめに対する措置（いじめ事案への対応）



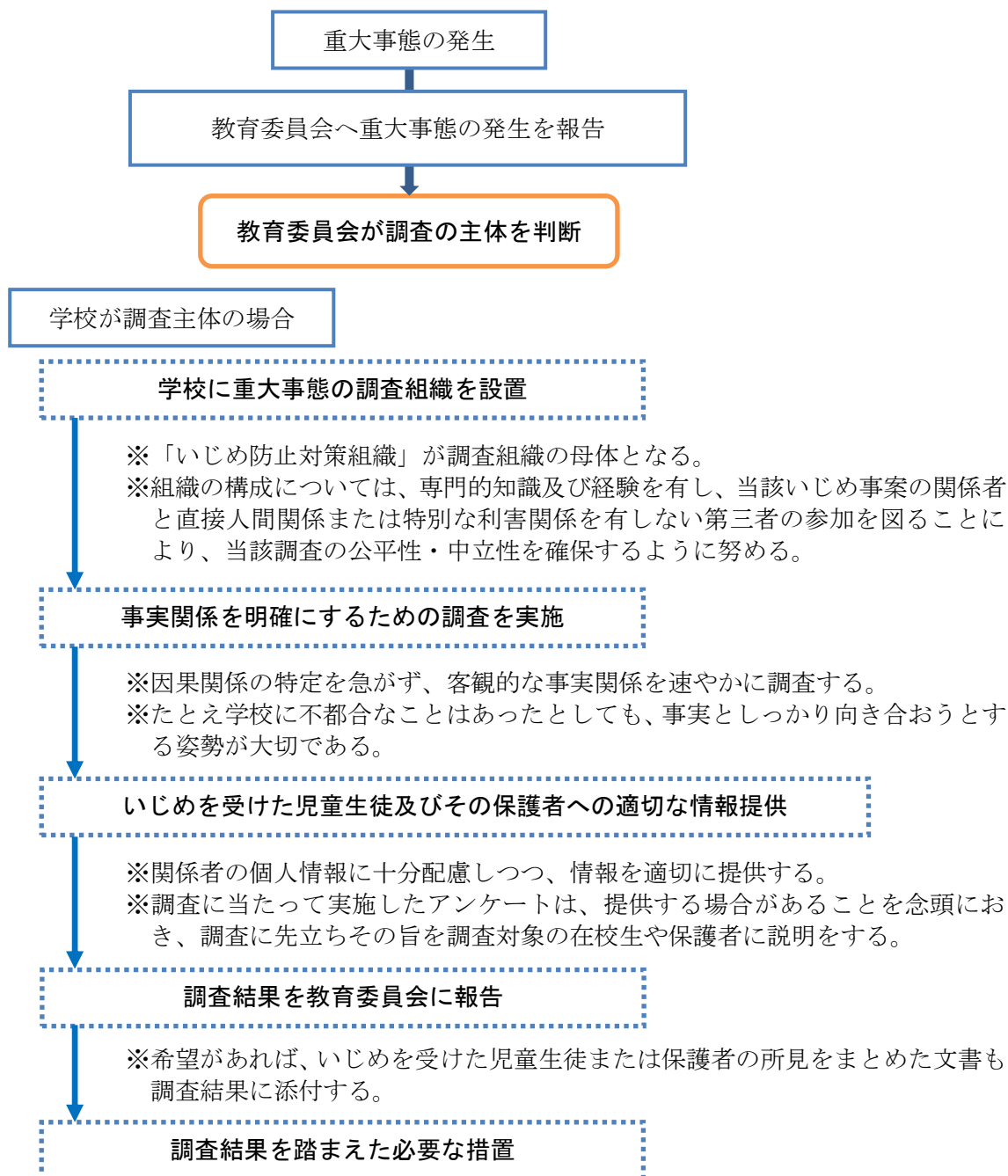
オ 重大事態への対応

- ・重大事態が生じた場合は、速やかに教育委員会に報告し、文部科学省「重大事態対策フロー図（学校用）」に基づいて対応する。
- ・学校が調査を実施する場合は、「いじめ対策委員会」が調査の母体となり、事案に応じて適切な専門家を加えるなどして対応する。

【文部科学省「重大事態対応フロー図（学校用）」】より

(注) 重大事態とは（「いじめ防止対策推進法」第28条）

- 一 いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき
- 二 いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間（年間30日を目安とする。）学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき



Ⅲ いじめ防止等に関する具体的な取組について

	学校の方針	学校としての取組	保護者・地域との連携
未然防止	<p>(1) 教育活動全体を通して、道徳教育・人権教育の充実、体験活動・就業体験の推進を図る。</p> <p>(2) 生徒が、授業はもとより、学校行事、部活動、ボランティア活動等に主体的に参加し、活躍できるよう支援するとともに、円満な人間関係を築き、集団の一員としての自覚と自信を身に付けられるよう指導する。</p> <p>(3) 現職研修を充実させるなどして、全教職員のいじめに対する共通理解を深め、適切に対応できる力を養う。</p> <p>(4) ネットいじめ等を未然に防ぐため、携帯電話やスマートフォンの使用に係るガイドラインを定めて指導する。</p>	<p>○インターンシップやクラフトマンⅡなどの就業体験を積極的に取り入れ、地域や産業界と連携して倫理観の醸成に努める。【進路指導部】</p> <p>○社会人講師を活用した授業や実験・実習を中心とする授業を通して、生徒の人的成長を促す取組を充実させる。【教務部、総合学科部、学年会、各系列】</p> <p>○中高連絡会や関係中学校への定期的な訪問を通じて、情報収集に努める。【保健部、生徒指導部、管理職員】</p> <p>○学校評価アンケート（保護者・生徒）の中に、いじめに関する項目を取り入れる。【学校評価委員会】</p> <p>○いじめに特化したアンケートを実施する。【生徒指導部】</p> <p>○個人面談を頻繁に行う。【学年会】</p> <p>○日々の健康観察を継続的に実施する。【保健部】</p> <p>○人権週間に合わせて人権講話を実施する。【生徒指導部】</p> <p>○マナー講座、情報モラル講座を実施する。【生徒指導部、学年会】</p>	<p>○PTAと教職員が合同で1学期・2学期の定期考査時に校門に立ち、下校指導を行う。</p> <p>○学校評議員に学校行事や授業を公開する。</p> <p>○PTAと生徒、教職員が合同で通学路のごみ拾いとフラワーボットの花植えボランティアを行う。(12月)</p> <p>○文化祭でPTAバザーを開催する。(9月)</p> <p>○マラソン大会の後に、豚汁の炊き出しを行う。(2月)</p>
早期発見	<p>(1) 教職員は、生徒をよく観察し、生徒のささいな兆候から、いじめを積極的に認知するように努める。</p> <p>(2) いじめを認知した場合やいじめの疑いがある場合は、速やかに「いじめ対策委員会」に報告をし、組織的に対応する。</p> <p>(3) 学校評価アンケートやいじめアンケートを実施し、生徒からのサインを見逃さないようにする。</p> <p>(4) 相談室を整備し、教育相談活動の充実を図る。</p>	<p>○新入生のしおりに相談機関の紹介を掲載したり、各教室に心の健康づくり推進員の来校スケジュールを掲示したりして、相談活動についての広報を行う。【保健部】</p> <p>○学期の初めに面接週間を設定し、十分な時間を確保して個人面談を実施する。(4月、9月)【学年会】</p> <p>○学校評価アンケート（保護者：7月・生徒：10月）及びいじめアンケート（生徒：1月）を実施して、いじめ事案の早期発見に努める。【学校評価委員会、生徒指導部】</p>	
いじめに対する措置	<p>(1) いじめの発見・通報を受けたら、「いじめ対策委員会」で組織的に対応する。</p> <p>(2) 被害生徒を守り通すという姿勢を貫く。</p> <p>(3) 加害生徒には、教育的配慮をしつつ、毅然とした指導と手厚い支援を行う。</p> <p>(4) 教職員の共通理解のもと、保護者の協力を得て、外部の専門家や関係機関との連携を図りながら対応する。</p> <p>(5) クラス、学年、部活動等、いじめ事案が発生した集団に対して、適切な指導を行い、今後いじめを生み出さない集団づくりを推進する。</p>	<p>○Ⅱの(2)エ「いじめに対する措置（いじめ事案への対応）」に基づいて、組織的に対応する。【いじめ対策委員会、生徒指導部、保健部】</p>	
点検・検証 見直し		<p>○学校評価に係る各種の取組のまとめとして作成する「自己評価報告書」に、いじめ防止対策の取組を評価項目として組み入れる。</p>	<p>○学校関係者評価委員会で「自己評価報告書」の評価を行う。</p>